

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 1 四半期）
デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23 年度(あ)第 42 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内の関連会社に円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・本件契約当時、当社の商品仕入額は、本件契約額に比して小さく、本件契約の取引額は過大であると判断する。 ・当社社長は本件契約のリスクをほとんど理解しておらず、B銀行との関係を考慮し、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約について、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、商品の内容やリスク等について説明資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断する。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月8日及び同年8月2日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 20 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第91号
申立ての概要	ヘッジニーズの検証が不十分であったデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社から商材を円建てで仕入れ、それを加工して国内の業者に円建てで販売している。海外産の商材はあるものの、その仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けず、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容及びリスク等をよく理解しないまま本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の勧誘に当たり、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その後、事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件契約についてあっせんによる解決が見出せない旨の申立取下書が提出されたことから、平成24年6月19日付けであっせん手続きを終了した。

事案番号	23年度(あ)第156号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で契約させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を免除することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、国内の業者に対して円建てで販売しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、他行との間で複数のデリバティブ取引契約を締結しており、当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高のリスクを十分に説明されず、本件契約のリスクやデメリットを理解することなく、本件契約を締結したものである。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行との取引状況も考慮してヘッジ比率の検証等を適切に行っている。 ・当行は、A社の財務状況に照らして、本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月14日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第171号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで商品を仕入れ、国内の取引先に円建てで販売している。 ・当社は、国内の販売先への為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等については、十分な説明を受けることなく本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入高を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第183号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を限定的に受けるものの、その影響を販売価格に転嫁できることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の経常利益やB銀行以外の銀行との間での取引を考慮すると、本件契約の取引額は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容、円高時の具体的リスクについて十分な説明を受けなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の勧誘に当たり、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 12 日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第222号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内外の業者から円建て又は外貨建てで仕入れた商品を、国内の業者に円建てで販売している。 ・海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものであったが、その影響を販売価格に一定程度転嫁することが可能であったため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・本件契約の取引額は、当社の輸入仕入高を大きく超えており、過大である。 ・当社はB銀行担当者から本件契約の具体的リスクについて十分な説明を受けておらず、本件契約のリスクを十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズを把握した上で、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について十分に説明しており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約について結果的にヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 14 日及び同年 11 月 16 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年6月7日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 224 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された製品を外貨建てで購入し、国内企業に外貨建てで販売しており、同一通貨での決済であることから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、本件契約に伴うリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、仕入れについて外貨建ての決済があること、仕入れと販売の採算管理が別であることを聴取していたため、仕入部分に係る為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について、事前確認資料を用いて、十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 10 月 19 日及び同年 11 月 24 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 257 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内仕入の一部を外貨建てで行っているが、外貨建ての輸出に対応

	<p>する仕入取引であり、また、輸出に対応しないものも販売先が為替リスクを負っていることから、為替リスクヘッジニーズはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から執拗な勧誘を受け、それを断り切れず本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取や当行での外国送金の実績等により、A社の商流及び輸入仕入額等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が他行との取引も含めて、本件契約締結以前に複数回のデリバティブ取引を行っていたことから、A社の本件契約に対する理解に問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第343号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品のほとんどを海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、複数の金融機関とデリバティブ取引を行っており、B銀行との取引をあわせると、当社の実需を超過している。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び具体的なリスクについて十分な説明を受けておらず、本件契約の内容及びリスクをよく理解しないまま本件契約を締結した。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社が他の金融機関と契約しているデリバティブ取引を考慮すると、結果としてヘッジ比率が過大となっていたこと及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月14日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第366号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入しているが、為替相場の変動の影響を販売価格に転嫁できたため、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、ヘッジ対象額に係る客観的資料を徴求しなかった点で検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月19日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第384号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から海外産の商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外産の商品の仕入価格は為替相場変動の影響は受けるものの、仕入先を変更する等によって、その影響を減らすことが可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社がB銀行以外の金融機関との間で契約しているデリバティブ取引を考慮すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、十分に理解できないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、またA社は他の金融機関とも複数のデリバティブ取引を行っていたことから、当行の説明方法及びA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社の業種に鑑みれば本件契約の契約期間が長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、本件契約の解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年6月4日付けであっせん手続を打ち切った。
---------------	---

事案番号	23年度(あ)第386号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部を海外から外貨建て又は円建てで輸入していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社社長は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約のヘッジ比率及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月3日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第394号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社が仕入れる商材は、為替相場変動の影響を受けないことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容やリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第395号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した後、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の一部について客観的資料を徴求したものの、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行わなかった等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約の内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月30日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第411号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された製品を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクを十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入品仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズやA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと及び本件契約の期間がA社の業況を勘案するとやや長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと、本件契約の期間がA社の業況を勘案するとやや長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月18日付で和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23年度(あ)第419号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れており、仕入価格は為替相場の変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったが、必ずしも客観的資料による裏付けを取っているものではない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比

	<p>率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 423 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品の製造等を受注し、海外の会社に対して外貨建てで製造委託し、商品を国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場変動による影響を国内の会社からの受注価格に転嫁することはできないため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスクについて、十分な説明を受けておらず、そのリスク及び解約清算金等について理解しないまま、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社には一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 448 号
------	-----------------

申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、他行で複数のデリバティブ取引を行っていることを聴取し、それを考慮してヘッジ比率を算出した。 ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第451号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約による為替差損が当社の事業を圧迫している。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月2日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第470号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を用いて加工された商材を国内の会社から円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び円高時の具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 474 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入するとともに、国内の会社を通じて円建てで仕入れていたところ、為替相場変動の影響を国内の取引先への販売価格に転嫁することは不可能であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の取引内容について、十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月31日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第477号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を海外から外貨建てで輸入するとともに、国内商社からも円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社が海外から輸入している海外製の商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社が国内商社から仕入れている海外製の商品は、その仕入価格及び販売価格の決定方法からすれば、為替相場変動の影響を受けないものである。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び具体的リスク等について、十分な説明を受けておらず、その具体的なリスク及び解約清算金等について十分理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流等について、客観的資料により裏付けを取っておらず、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及びヘッジ比率の検証

	<p>が不十分であったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月17日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第483号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から外貨建てで仕入れる商品については、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できない場合もあったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・国内の会社からの仕入については、当社は為替相場変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスク等についての十分な説明を受けていないため、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から他行におけるデリバティブ取引を聴取した上で、ヘッジ比率を計算し、適正な水準であると判断した。 ・当行は、A社が国内の会社から仕入れる商品の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を

	<p>行っていなかったこと、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月20日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第486号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他行とのデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について客観的資料による裏付けを取っておらず、その点で為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の業況等を勘案すると、本件契約の取引期間が長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと、A社の業況等を勘案すると本件契約の取

	<p>引期間が長期に過ぎたこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月5日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第491号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を円建てで仕入れていたものの、仕入価格は為替相場の影響を受けており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の事業内容からして、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の事業内容等を勘案すると、本件契約の契約期間が長期に過ぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第493号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果としてヘッジ比率が過大であったこと、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月23日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第497号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れているが、当該商品の仕入価格は商品特有の要因により決定され、為替相場変動の影響をほとんど受けないため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流及び仕入額について、客観的資料による裏付けを取っていないため、その点からヘッジ対象額の把握が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月9日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第511号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の製品を国内及び海外から円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の海外からの仕入については為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクについて十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、申立人の業務の状況に鑑みれば、本件契約が長期に過ぎるものであったことは認める。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことからすれば、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかった

	<p>ことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月13日及び平成24年3月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第512号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の製品を国内及び海外から円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の海外からの仕入については為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時の具体的なリスクについて十分な説明を受けておらず、よく理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が、本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 1 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 513 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 12 月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第517号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、当該材料で製造した商品を国内において円建てで販売している。 ・当社は、材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れており、為替相場変動の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の概要について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては説明がなく、これを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について、客観的資料による裏付けを取っていないため、その点から為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や仕入価格等の把握等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第533号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売してい

	<p>たことから、為替リスクヘッジニーズが存在した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が他行と複数のデリバティブ取引を行っていることを聴取した上で、妥当なヘッジ比率を算出した。 ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第534号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していたことから、為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社が他行と複数のデリバティブ取引を行っていることを聴取し、また、

	<p>輸入実績が記載された資料を徴求した上で、ヘッジ比率を算出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 1 月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第540号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、外貨建てで販売している。 ・当社は、販売先からの外貨入金そのまま仕入先に対する支払に充てていることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社が販売先からドル建てによる支払を受けていることについて把握していなかった。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月

	<p>12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需の把握、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月16日付で和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第541号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を仕入れ、販売している。すべて円建てで決済しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについて説明を受けたかは定かではなく、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、客観的資料により裏付けを取っておらず、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年5月 29 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 542 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の会社から商品等を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入に係る為替相場の変動の影響は、仕入先である海外の会社が負担していたため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 16 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 543 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外の会社から商品等を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入に係る為替相場の変動の影響は、仕入先である海外の会社が負担していたため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結した。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対し、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 18 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第544号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は海外から商品を外貨建てで輸入しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握等に係る為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 546 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は主に為替相場変動以外の要因により決定されること、また為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが可能であることから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、内容を理解した上で本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性についての検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月18日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第549号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、販売している。外貨建ての仕入れがあることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、詳細なリスクについては十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第551号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社及びグループ会社全体の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約によるヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月18日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第553号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。為替相場変動の影響をすべて販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、円高時の具体的リスクや解約清算金等の具体的金額等について十分な説明を受けずに本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行とのデリバティブ取引の取引額を考慮してヘッジ比率を検証したが、ヘッジ比率がやや高率であったこと、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第560号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他行とのデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、円高時の具体的リスクや解約清算金等について、B銀行担当者から十

	分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行とのデリバティブ取引の取引額を考慮してヘッジ比率を算出したが、ヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第562号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格に転嫁できなかったため、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他行とのデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から円高時の具体的なリスクについて十分に説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額について、客観的資料による裏付けを取っていないため、ヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなく、結果としてヘッジ比率が過大になってし

	<p>まったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 564 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、事業に係る費用を外貨建て又は円建てで支払い、売上も外貨建て又は円建てで得ている。 ・当社は、売上に係る外貨入金を、外貨建ての費用の支払に充てることができたため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年 4 月 11 日付けであっせん手続を打ち切った。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 565 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内の会社から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場の変動の影響を販売価格に転嫁できないため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社は、他行との間で複数のデリバティブ取引を行っており、本件契約は当社の実需を超えるものであった。 ・当社は、B銀行担当者から商品内容及び具体的リスク等を十分に説明されていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需について、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 1 月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 4 月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第570号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外製の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場の変動の影響を受ける上、その影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・ただし、為替相場の変動の影響を受ける商品について仕入量を変更するなど、相応のリスクヘッジはとっており、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえたヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第573号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から商品を仕入れ、販売している。仕入の一部に外貨建て

	<p>のものがあるが、仕入価格については輸入の都度決定することから、契約期間が長期間にわたる本件契約を必要とするような為替リスクヘッジニーズはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から融資を受ける際に、本件契約を締結するようB銀行担当者から勧誘されたため、断ることができなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨建ての仕入額について、A社からの聴取により確認したものの、客観的資料にもとづく検証は行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後にA社からあっせん委員会に対して、本件契約について他に選ぶ解決方法・手段を選択した旨の申立取下書が提出されたことから、平成 24 年 5月 23 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第580号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を複数の外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、B銀行担当者による説明方法に一定の問題があったと考えている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の通貨ごとの仕入額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の通貨ごとの外貨実需額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 20 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 581 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の変動以外の要因により決定されることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 13 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 583 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内産及び海外産の商材を仕入れ、販売している。決済はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・A社は、他行とも複数のデリバティブ取引を行っており、また、本件契約の導入に対しても積極的であったことから、本件契約の内容及び具体的リスク等を十分に理解していた。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 584 号
------	-----------------

申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内産及び海外産の商材を仕入れ、販売している。決済はすべて円建てであり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 585 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内、海外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。すべて円建てで決済している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第587号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果としてヘッジ比率が過大であったこと及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 1 月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率及びA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第591号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場の変動による影響を受けなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月6日付けで和解契約書を締結した。
事案番号	23年度(あ)第594号

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れて、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 1 月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年 4 月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第596号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造した商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は主に為替相場の変動以外の要因で決定され、さらに仕入価格の変動を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 30 日及び同年3月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第597号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造した商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は主に為替相場の変動以外の要因で決定され、さらに仕入価格の変動を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 30 日及び同年3月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 24 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23 年度(あ)第 600 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内又は海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額について、A社からの聴取により確認したものの、客観的資料にもとづく検証は行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及びA社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行

	<p>行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 605 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、海外から仕入先の国の通貨建てで輸入しており、本件契約の通貨建てでの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入先である国の通貨と本件契約の通貨には相関性があると判断し、本件契約を勧誘したものである。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の通貨による為替リスクヘッジニーズの把握等が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 18 日付けで和解契約書を締結した。
事案番号	23 年度(あ)第 608 号

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として海外から外貨建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需及び当社が他行と締結していたデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の輸入仕入額について客観的資料による裏付けを取っていないことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社は当行及び他行との間で複数のデリバティブ契約を締結していたことから、デリバティブ契約の内容について十分に理解していたと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月9日及び同年4月11日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月22日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第612号
------	--------------

申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで商品を輸入し、又は国内から円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額・計算方法を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握していた他行とのデリバティブ取引を併せると、結果としてヘッジ比率がやや過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・A社は、当行及び他行との間で複数のデリバティブ契約を締結していたことから、デリバティブ取引の内容について十分に理解していた。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握が不十分であったこと、ヘッジ比率の検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 10 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第624号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を国内外の会社から円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から仕入れる商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けており、これを全て販売価格に転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、円高時の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第625号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外から商品を仕入れ、国内で販売している。 ・仕入の一部は外貨建てで行っているが、当該仕入額は僅少であり、国内の会社からの仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の為替差損等によるリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の一定の相関性について検証したが、必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第627号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内、海外から商材を仕入れ、国内に販売しているが、すべて円建てによる決済である。 ・海外からの仕入商品の一部の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、それを販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、それ以外の商材の仕入価格は為替相場以外の要因の影響が大きいため、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の勧誘に当たり、A社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久

	性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握や為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第630号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を、国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から仕入れる商材の仕入価格は為替相場変動による影響を受けるものの、その影響を販売価格にほぼ転嫁することができることから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐

	<p>久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月8日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第635号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで、又は国内から円建てで仕入れ、外貨建て又は円建てで販売している。国内からの仕入商品の価格は為替相場変動の影響を受けず、海外からの仕入についても外貨建てで販売していたことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しておらず、B銀行との融資取引を背景にした心理的圧迫を理由に本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社のメインバンクではなく、融資取引を背景に本件契約を締結することはない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第636号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外にある現地法人で製造された商品を円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入商品に係る為替相場の変動の影響は、海外にある現地法人が負担していたが、その現地法人は当社の子会社であるため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・当社は、B銀行から、契約期間と同期間の融資を受けられることを条件に本件契約を締結したが、実際は本件契約の契約期間よりも短い期間の融資しか受けられなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約は、A社からの要請を受けて当行が提案をしたものであり、融資を条件とした契約ではない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第640号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に海外から商材を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需についての具体的な金額の把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月11日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第643号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本件契約締結によって、結果的にヘッジ比率が高くなっていたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第647号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大なものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解できなかった。しかし、度重なる勧誘を断り切れず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取により、ヘッジ対象額及びヘッジ比率を把握していたが、本件契約の一部についてヘッジ比率が過大であった可能性があることは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 648 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造した商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した商品を国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第649号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は、為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、勧められるまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、聴取等によりA社の外貨実需を把握したが、他行とのデリバティブ取引を考慮した場合には、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第653号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで商品を輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需、当社が他行と締結していたデリバティブ取引等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額について客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社が当行及び他行との間で複数のデリバティブ契約を締結していたことから、デリバティブ契約の内容について十分に理解していたと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第656号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで輸入した商品は、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、一定の譲歩をする用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月13日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第661号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社から一定のサービスに対する対価を外貨建てで支払い、国内の取引先にそのサービスを円建てで提供している。為替相場変動の影響を提供先への対価に転嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたが、円高時の為替差損によるリスクについて十分に理解せず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至

	<p>った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び外貨実需額の把握が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第663号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているが、他事業での外貨建ての売上が輸入額を上回っていたため、為替リスクヘッジニーズが存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年1月19日及び同年3月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年5月14日付けであっせん手続

	を打ち切った。
--	---------

事案番号	23年度(あ)第665号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月5日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第666号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外から商品を円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨建ての貿易の部分については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需及び他行とのデリバティブ取引の取引額を勘案すれば、本件契約

	<p>締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の他行とのデリバティブ取引の取引額を考慮した場合、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・A社は、他行との間で複数のデリバティブ契約を締結しており、本件契約の内容について十分に理解していた。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第670号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した商品を国内において円建てで販売している。 ・当社は、一部海外製品を仕入れていたが、仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。 ・当社は、本件契約を締結する前に、他行との間でデリバティブ取引を締結して

	<p>おり、結果的に本件契約は当社の実需を超えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の取引期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎたこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第671号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した商品を国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び年間総仕入額に占める間接輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の取引期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎたこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第677号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・他行との間で行っていたデリバティブ取引を考慮すると、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けていなかったが、B銀行担当者の執拗な勧誘を断りきれず、契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約のヘッジ比率等は、当行とA社で協議し、A社社長の希望を聴取した

	上で決定しており、本件契約について執拗な勧誘をすることはなかった。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の客観的資料にもとづく把握が必ずしも十分でなく、ヘッジ比率の検証が不十分であったこと及び本件契約の取引期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 684 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料により裏付けを取っていないこと及び仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことからすれば、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 6 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及び本件契約の取引期間がA社の業況等を勘案すると長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 25 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 685 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、執拗な勧誘を受け、B銀行担当者から本件契約の内容の説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・A社の財務耐久性の検証についても十分でなかったことを認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年5月 28 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 687 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の外貨実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴う取引額及びヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクや解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入予定額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズについて一定の検証を行っていたが、必ずしも十分なものではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や具体的リスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 690 号
------	-----------------

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建て又は外貨建てで販売している。 ・仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できない場合もあったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・しかし、当社は、外貨建ての売上金を輸入の決済に利用していたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的なものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等により、A社の実需額を把握した上で本件契約の提案に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容等について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年1月 31 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第691号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで、又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、販売している。一部海外から外貨建てで輸入していたことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を受けておらず、本件契約の内容及びリスク等をよく理解しないまま、B銀行から勧誘されるがままに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第699号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けておらず、また、B銀行担当者から執拗に勧誘され、やむを得ず本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第700号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を円建てで仕入れて、円建てで販売を行っている業者である。仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額等を十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことを含め為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月21日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第705号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から海外産の原材料を円建て又は外貨建てで仕入れ、加工した上で、製品を国内において円建てで販売している。 ・外貨建てによる原材料の仕入れは僅かであり、また、為替相場変動の影響をほとんど受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約を勧誘するに当たり、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年2月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 716 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から円建て又は外貨建てで商品を輸入し、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することが一定程度可能であったことから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、B銀行との関係も考慮し、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年4月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 717 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社が国内の会社を通じて海外で製造された商品を仕入れていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析も行った上で本件契約を提案したが、結果として為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第718号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるとしても限定的なものに過ぎず、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から執拗に勧誘を受けたので、本件契約を締結するに至った。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月9日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第719号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるが、その影響は限定的なものであり、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について執拗に勧誘を受け、本件契約を締結するに至った。また、当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 726 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は一定の為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 6 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、リスク対象額の把握やヘッジ比率の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第728号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外から仕入れた半製品を海外の製造委託先に輸出し、完成品とした上で、輸入して国内で販売している。決済はすべて円建てで行っており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容について、十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の実需額の把握が不十分であったこと、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと等為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第730号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の商流及び実際の仕入価格の決定方法の把握が聴取によるものであり、客観的資料により裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年2月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第733号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から国内産及び海外産の商材を円建てで仕入れ、これを

	<p>加工の上、国内の会社に円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外産の商材の仕入価格は、国内における当該商材の相場にもとづいて決定されており、為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第734号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から国内産及び海外産の商材を円建てで仕入れ、これを加工の上、国内の会社に円建てで販売している。 ・海外産の商材の仕入価格は、国内における当該商材の相場にもとづいて決定されており、為替相場変動の影響を受けるものではないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第740号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は、一定の為替相場変動の影響は受けるものの、取引先との価格改定交渉により販売価格に転嫁することができていたため、為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、価格改定交渉により為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できる旨の説明を受けていない。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断し

	ている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第749号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産及び国内産の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外産の商品も国内の会社から円建てで仕入れていたことから、為替相場変動の影響を受けるものではなく、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約が内包するリスク等をよく理解しないまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入伝票の分析及びA社からの聴取等により、A社の商流及び海外産の商品に係る仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行が把握したA社の海外産の商品に係る仕入額は、A社からの聴取等にもとづいて推算したものであって、客観的資料により裏付けを取ったわけではないことは認める。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月9

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 759 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果としてA社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと、また、本件契約の契約期間がやや長期に過ぎたことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと、本件契約の取引期間が長期に過ぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 24 年4月 27 日付けで和解契約書を締結した。
--	-------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 760 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から外貨建て又は円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建てで仕入れている商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約は当社の外貨実需を超えるものであり、ヘッジ比率が過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び具体的リスク等を十分に説明されず、解約清算金等について十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額等について、客観的資料による確認を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社の商品の仕入価格と為替相場の相関分析を行わないなど為替リスクヘッジニーズの客観的な裏付けをとっていなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の実需額の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証等が必ずしも十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第762号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外から仕入れる商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、その影響を販売価格に一定程度転嫁できたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第766号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売して

	<p>おり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた外貨実需の把握及び為替リスクヘッジニーズについての検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第772号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から半製品を円建てで仕入れ、加工又は製品化した上で、国内外において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しておらず、B銀行担当者に勧められるまま本件契約の締結に至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズについて、A社からの聴取等にもとづいて一定の検証を行っていたが、客観的資料による確認を行っていないことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年2月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 21 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第774号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内外の会社から仕入れて国内外で販売している。決済は円建て又は外貨建てであるが、当社は、輸出に係る売上代金として回収した外貨を輸入に係る仕入代金の決済に利用していたことから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約のリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、輸入仕入額及び輸出販売額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 28 日付けで和解契約書を締結した。
-------	---

事案番号	23年度(あ)第775号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材を国内外の会社から仕入れて、国内外で販売している。決済は円建て又は外貨建てであるが、当社は、輸出に係る売上代金として回収した外貨を輸入に係る仕入代金の決済に利用していたことから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の円高時の具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、輸入仕入額及び輸出販売額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第791号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は為替先物予約により為替リスクをヘッジしており、本件契約を必要とするほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかったため、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分な説明を受けておらず、また、B銀行担当者の執拗な勧誘を断りきれず、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について、客観的資料による確認を行っていないことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第793号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年4月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 794 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資

	<p>料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年4月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第798号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、本件契約に係るリスクをよく理解せず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月6

	<p>日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月8日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第801号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入れ価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、不十分であり、その内容やリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年4月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第805号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産及び国内産の商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第807号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の無効確認</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。本取引はすべて円建てによる決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及び円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流等について客観的資料による確認を行っていなかったことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第808号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社から仕入れ、国内において販売している。本取引はすべて円建てによる決済であり、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及び円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の商流等について、客観的資料による確認を行っていなかったこと、A社の

	<p>仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第809号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から商品を仕入れ、国内で販売していたが、海外からの仕入れは外貨建てであり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第810号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、国内産又は海外産の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、仕入価格は為替相場変動の影響を受けず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズ及びリスク対象額の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びリスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第811号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、契約内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 31 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第812号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担すること及び本件契約について損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、商材を使用して製造した製品を国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額と為替相場の相関性を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると理解し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月10日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第817号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社から仕入れ、国内において販売しており、すべて円建ての決済である。 ・当社の取扱商品のうち海外産の商品は僅かであり、その仕入価格も為替相場変動の影響を受けるものではなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第818号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、販売している。すべて円建ての決済であること、仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証やリスク対象額

	<p>の把握が不十分であったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 30 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第820号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担すること求める。 ・当社は、商材を国内の会社を通じて仕入れ、加工した上で、国内で販売をしており、本取引はすべて円建てで決済している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第821号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外から外貨建て又は円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、その影響をほぼすべて販売価格に転嫁できたため、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等をよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約に係る具体的なリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需に係る具体的金額の把握が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社があっせん案の受諾を拒否したため、平成24年6月29日付けであっせん手続は終了となった。

事案番号	23年度(あ)第822号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで商品を仕入れ、これらを国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に対する為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できた

	<p>め、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社があっせん案の受諾を拒否したため、平成 24 年5月 23 日付けであっせん手続は終了となった。

事案番号	23年度(あ)第824号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担すること及び本件契約に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主として海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたところ、為替相場変動の影響を販売価格に完全に転嫁することは困難であったため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社から、為替相場変動による仕入価格への影響を販売価格に転嫁することはできないとの説明を受けた。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断してい

	る。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における販売価格の決定方法の把握が不十分であったこと、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 830 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は貨物の輸出入業者であり、決済の一部は外貨建てで決済していたことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握が、A社のリスク対象額

	<p>の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 18 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 831 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、取扱商品につき、海外の業者に対して主に外貨建てで取引をしており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、取扱商品の製造につきB銀行による融資が必要であったため、B銀行との間の円滑な関係を構築するために、本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズが存在すること及び本件契約のヘッジ比率が妥当であることを確認して、本件契約に至った。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社を含むグループ会社の財務状況を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性は問題ないと判断した。 ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 832 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、契約内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流等を聴取により把握したが、客観的資料による確認を行っていないため、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第840号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、中途解約の可否や本件契約が内包する円高時のリスク等のデメリットについての説明が不十分であった上に、当社が必要としていたLC枠と抱き合わせで提案され

	たため、本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対して、LC枠と本件契約を抱き合わせて提案した事実はない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月16日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第842号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内外から仕入れ、販売している。決済は仕入及び販売のいずれも外貨建てと円建てがあるが、外貨建ての入金を外貨建ての支払に充てていたこともあり、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容等について、B銀行から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、外貨建ての支払の流れについては必ずしも正確に把握していたものではなく、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月5日付けで和解契約書を締結した。
---------------	--

事案番号	23年度(あ)第846号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から仕入れた商材を国内外の会社に製造委託し、製造された商品を仕入れ、国内において販売しており、本取引はすべて円建て決済である。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月3 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 12 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 848 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、海外の会社で商品とした上で、国内外の会社に外貨建て又は円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、輸出により回収した外貨を輸入に充てることができたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 4 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第858号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第859号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額及び他行とのデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行とのデリバティブ取引の取扱額を考慮した場合にヘッジ比率が高くなることは把握していたものの、本件契約はA社と十分に協議した上で締結に至っているものである。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第860号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商材を外貨建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格に転嫁できないことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取により把握したが、客観的資料による確認を行っていないため、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	<p>な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第865号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額等を聴取により把握したが、客観的資料による確認を行っていないため、A社のリスク対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第867号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れるとともに、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に対する為替相場変動による影響を販売価格に転嫁することができるため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を十分に行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第868号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第869号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社を通じて仕入れた商材を用いて製品を製造し、国内の会社で円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったこと等は認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 876 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入については為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁することができなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年4月 12 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第877号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての仕入については為替相場変動の影響を受け、これを販売価格に転嫁することができなかったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容及び円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第879号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外の商品を、海外又は国内の会社から、外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張の隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年4月12日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第889号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年3月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 890 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社より海外産の商品に係る仕入額の資料を受領し、A社の仕入価格と為替相場との相関分析を行っていたが、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容、具体的リスク及び解約清算金等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 891 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社に商品の加工を委託しており、委託料を外貨建てで支払っていることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約のリスク及び解約清算金の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び委託料を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第892号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社へ商品の加工を委託しており、委託料を外貨建てで支払っている。委託料は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・本件契約は当社の担当者が締結したものであり、当社は本件契約を締結したことを把握していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額について客観的資料による確認を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対しても、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→和解契約書の締結】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 22 日付けで和解契約書を締結した。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第894号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で、国内において円建てで販売している。仕入価格は、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容、具体的リスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額は聴取によって把握しており、客観的資料による確認を行っていなかったこと、及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 22 日付けで和解契約書を締結した。

	<p>行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 19 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 895 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外の会社を通じて外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受け、その影響を販売価格にすべて転嫁することは困難であったことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額に加え、輸入取引量が増加する見込みであることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、今後A社の輸入取引量が増加する見込みであることについて、客観的資料による確認を行っていなかったことから、A社のヘッジ対象額の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及びヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 27 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第897号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第898号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで輸入し、国内又は海外において円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁でき、また、商品を海外へ外貨建てで輸出していたため、為替リスクヘッジニーズが存在して

	<p>いなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていないものの、本件契約の取引の概要については理解した上で本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からヘッジ対象額を聴取し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年4月 23 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第899号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商品を外貨建てで輸入し、国内又は海外において円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁でき、また、商品を海外へ外貨建てで輸出していたため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の取引の概要については理解しており、必要のない取引であると考えていたが、B銀行担当者から執拗に本件契約を勧誘され、断り切れずに本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からヘッジ対象額を聴取し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行担当者が、A社に対し、執拗に本件契約を要請した事実はない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月

	<p>12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年4月23日付けであっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	23年度(あ)第901号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の会社を通じて商品を円建てで仕入れ、加工を施した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入商品の中には海外からの輸入品も含まれていたが、仕入はすべて国内の会社との間での円建てでの取引であり、仕入価格も為替相場変動の影響を受けなかったことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等の本件契約の内容を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社におけるヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年5月24日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第902号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約について説明を受けたものの、その商品内容及び具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認し、本件契約に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社が当行との間で多数のデリバティブ取引の経験があり、為替に関する知識及び経験は十分に有していたと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第903号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月8日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第904号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外産の商品を国内の会社を通じて仕入れ、国内において販売しており、本取引は円建てである。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であり、また契約期間が長期に過ぎるものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第905号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外又は国内の会社から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨建ての取引について一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第908号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第909号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けてお

	らず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流の把握及び仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第916号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、これを加工した上で、国内の会社に円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けていないことから、当社には為替リスクヘッジニーズがほぼ存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び具体的リスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、また、本件契約を締結しなければ融資に不利になると考え、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認

	<p>資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社のメインバンクではなかったことから、本件契約の締結によってA社に対して融資を実行する立場にはなかった。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第917号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の会社から商材を円建てで仕入れ、これを加工の上で、国内の会社に円建てで販売している。 ・当社が国内の会社を通じて仕入れていた海外産の商材の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及びリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れていることから、一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の実需額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年5月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第919号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第921号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果として本件契約によるヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第930号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内の商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できなかったため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社からの聴取等により、ヘッジ対象額及びヘッジ比率を確認しており、為替リスクヘッジニーズの検証に問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月

	<p>26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>
--	---

事案番号	23年度(あ)第932号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたことから、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第933号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商品を仕入れて、販売しており、一部の仕入は外貨建てであった。 ・しかし、外貨建ての仕入れは僅かであり、為替相場変動の影響を受ける期間も短期間であったため、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容について説明を受けることなく、本件契約

	の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額は聴取によって把握し、客観的資料による確認を行っていなかったことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第934号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内及び海外の会社から商品を仕入れ、販売している。 ・当社は仕入の一部が外貨建てであったが、輸出取引で取得した外貨を支払に充てていたため、為替リスクヘッジニーズはほぼ存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解せず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、外貨入金的事实を把握しておらず、客観的な資料による確認を行っていなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	<p>な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月6日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第935号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を海外から輸入し、商品に加工して国内で販売している。 ・仕入の一部は外貨建てであるが、商品の販売も外貨建てで行っているため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズ及び仕入原材料の価格変動リスクのヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 18 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年4月 23 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第936号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料を海外から輸入し、商品に加工して国内で販売している。 ・仕入の一部は外貨建てであるが、商品の販売も外貨建てで行っているため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズ及び仕入原材料の価格変動リスクのヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取及び説明資料の交付により、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年4月23日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第938号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、加工した上で国内外に販売している。 ・仕入価格は、その種類や仕入量等にもとづいて決定され、為替相場変動の影響を受けないため、仕入に係る為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約が内包するリスク等について十分な説明を受けなかった。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約が内包するリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第939号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その商品内容及び具体的リスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社には他行との間でもデリバティブ取引の経験があることから、当該取引に係る知識及び経験を十分に有していたと判断している。 ・当行は、A社に対して、商品内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月27日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第940号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需を客観的資料によって確認を行わなかったことからすれば、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月12日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第942号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を海外の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、

	<p>為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると理解し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月9日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第943号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると理解し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月 10 日付けであっせん手続を打ち切った。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 945 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外及び国内の会社を通じて外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、仕入価格に係る為替相場変動の影響を販売価格に一定程度転嫁できることから、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について提案書等の資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取前にA社からあっせん委員会に対して、本件契約を継続したいとして、申立取下書が提出されたことから、平成 24 年4月5日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23 年度(あ)第 947 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで

	<p>販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第951号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商材を外貨建て又は円建てで仕入れ、商品を製造した上で、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外から仕入れる商材は僅かであることから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取によって把握したが、客観的資料による確認を行

	<p>っていないかったこと、及びA社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないかったことからすれば、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 24 年6月1日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第952号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。</p> <p>・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるが、その影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。</p> <p>・当社は、本件契約の内容、円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的なリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の具体的金額の把握が不十分であったこと等を指摘した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 22 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第953号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、その影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容、円高時のリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的なリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 26 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第955号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害

	賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、主に国内で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取によって把握したが、客観的資料による確認を行っていないこと、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと、及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第956号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第957号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造された商材を国内の会社から円建てで仕入れている。仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月

	<p>13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月22日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第960号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨の実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けたものの、商品内容について十分に理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨建ての輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年5月17日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第966号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外で製造された商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の仕入額について客観的資料による確認を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月11日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成24年6月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第967号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内の会社から商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクについては十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の仕入額について客観的資料による確認を行っていなかったことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及びヘッジ対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第983号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その

	内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月 10 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第985号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、仕入額及び仕入価格の決定方法等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格の決定方法の客観的確認及び仕入価格と為替相場の相関分析が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需の把握が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 995 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に海外に委託製造した商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるが、販売価格に転嫁できることから、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容及び解約清算金の具体的金額について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ対象額の把握及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 20 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23 年度(あ)第 998 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けず、また、販売価格にある程度転嫁できていたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を仕入れていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 1004 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円

	高時の具体的リスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び販売価格に為替相場変動の影響を転嫁することが困難であることを確認した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年4月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1007 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社の依頼を受けて海外又は国内の会社に対してサービスに係る費用等を外貨建て又は円建てで支払っており、外貨の実需があることから一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと

	判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1015号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商品を円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社の営業利益等を勘案すれば、本件契約を締結する財務耐久性はなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1023号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内で製造された商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、海外から外貨建てで輸入していたため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクを及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けを取っているものではないことからすれば、結果としてヘッジ対象額の把握が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年5月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1024号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、又は国内の会社を通じて円建てで仕入れている。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在

	<p>していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容及び本件契約に伴う税務会計上の処理について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に伴う税務会計上の処理についても、事前確認資料を用いて、専門家にも問い合わせよう指摘し、口頭でもその旨を説明している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1025号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外の会社と貿易をしていること及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを適格性ありとして受理し、平成24年5月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、

	あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---------------------------------

事案番号	23年度(あ)第1027号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・海外からの商品の仕入価格は、為替相場の変動以外の影響を大きく受けるため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、本件契約の内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年4月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1032号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分

	な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1039号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内の商材を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨建てで輸入している商材について、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在した。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流等を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズが存在すること及び本件契約のヘッジ比率が妥当であることを確認して、本件契約に至った。 ・当行は、本件契約の締結に当たり、A社の財務状況等を検証し、本件契約のリスクに対する財務耐久性があると判断した。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月 23 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1042号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人

申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外で製造された商品の仕入れ、販売を行っている。外貨建ての実需があり、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行から本件契約が当社の要望した受渡回数の取引ではないことについて、十分な説明を受けておらず、本件契約の受渡回数を認識することがないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1043号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内外の会社から仕入れ、販売を行っている。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、これを販売価格に転嫁することができなかつたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約の取引期間は当社の業況等を勘案すると長期に過ぎる。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・本件契約の取引期間については、A社の為替リスクヘッジニーズ及び取引レートに係るA社の要望を踏まえて当行が提案し、A社が選択したものである。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年5月 25 日付けであっせん手続を打ち切った。
-------	---

事案番号	23 年度(あ)第 1045 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から円建て又は外貨建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の外貨建ての仕入価格は為替相場変動の影響を受けるものの、円建ての仕入価格については、為替相場変動の影響を受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的なリスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から外貨実需について聴取したものの、客観的資料による確認を行っていないことから、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容やリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年6月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1046号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての一部の取引を除き、仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びA社が海外から輸入をしていることを把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成24年6月6日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1047号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商品を外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は一定の為替相場変動の影響を受けるものの、販売価格に転嫁できていたことから、当社の為替リスクヘッジニーズは乏しかった。 ・当社は、本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等について十分に理解しないまま本件契約を締結するに至った。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズや財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年6月6日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第1051号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内外の会社から商品を円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・外貨建ての商品の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入額を聴取によって把握したが、客観的資料では確認を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、リスク等について事前確認資料を用

	<p>いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 24 年6月 14 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 1065 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格が為替相場変動の影響を受けていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約による為替差損の具体的な金額及び解約清算金等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、商品のデメリットを十分に理解せず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年6月 4日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1067号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内外から仕入れ、販売をしている。一部の外貨建てで輸入している商品については、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約の締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入額の確認は聴取によっており、客観的資料による裏付けを取っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第1085号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで輸入し、加工した上で、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約を締結するに至った。

相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社からの聴取等により把握した輸入仕入額にもとづき、A社のヘッジ対象額を確認している。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社に対して、本件契約の内容、リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年5月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年6月1日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第10号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内外から外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格への為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第23号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を仕入れ、販売している。 ・当社が海外から外貨建てで仕入れていた取引については、為替相場変動の影響を受けていたが、当該取引が仕入総額に占める割合は小さかったため、当社の為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第32号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から外貨建て又は円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その内容や円高時の具体的リスクを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を

	用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第37号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社の仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容、リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第45号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていなかったことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズについては、客観的資料を徴求し、十分な検証を行っている。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第46号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内で製造された商品を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上で、A社の仕入価格と為替相場の関連性について分析を行い、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月

	<p>12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>
--	---

事案番号	24年度(あ)第79号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けていたため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等の具体的金額を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について、事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。</p>
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</p>

事案番号	24年度(あ)第81号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、海外で生産された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴う取引額は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けていなかったため、円高時の具体的リスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行はA社の輸入仕入額及び他行とのデリバティブ取引を聴取によって把握したが、客観的資料による確認は行わなかった。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第102号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を、国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
-------	---

事案番号	24年度(あ)第103号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、販売価格に転嫁することが困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第118号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格に対する為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できなかったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨取引高を確認した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を提案した。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 24 年6月 22 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第127号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の原料から製造された製品を国内の会社から円建てで仕入れているが、為替相場変動の影響をほとんど受けていないことから、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び仕入額を把握した上で、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対して、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年6月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上